

2022年2月28日  
(第495号)

Contents

I TOPICS

- 今後のセミナー等の情報
- 最近のセミナーや論文等の情報

II 中国法令アップデート

公布済み法令

<憲法・行政法>

- ・動産及び権利担保統一登記弁法
- ・「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)の質の高い実施に関する指導意見

<訴訟法>

- ・生態環境権利侵害紛争事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する最高人民法院による解釈

<金融>

- ・上場企業監督管理ガイドライン第8号—上場企業資金決済及び対外担保に対する監督管理要求
- ・銀行業金融機構の国外貸付業務に関する通知

<知的財産権>

- ・外国特許事務所による中国常駐代表機構設立管理弁法
- ・商標登録出願早期審査弁法(試行)
- ・知的財産権信用管理規定

<社会法>

- ・インターネット宗教情報サービス管理弁法

草案・意見募集稿等

- ・金融商品ネット販売管理弁法(意見募集稿)
- ・モバイルインターネットアプリケーション情報サービス管理規定(意見募集稿)
- ・宅配市場管理弁法(意見募集稿)
- ・情報安全技術 重要データ識別ガイドライン(意見募集稿)
- ・インターネット情報サービスディープフェイク管理規定(意見募集稿)

## I TOPICS

### 今後のセミナー等の情報

#### ◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

➤ 第13回(中国メインランド):2022年3月16日(水)

「中国の最近の処罰事例から学ぶ中国当局の考え方②(独禁法、サイバー法、個人情報)」

講師:パートナー弁護士 中川裕茂

#### ◆最近のセミナーや論文等の情報

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第10回(中国メインランド、香港、台湾)

日時:2021年10月21日

「比較法的観点からみた中国・香港・台湾の個人情報保護規制の直近動向」

講師:スペシャル・カウンセラー中崎尚弁護士、パートナー若林耕弁護士、シニア・フォーリン・カウンセラー中村祐子  
香港・英国弁護士、アソシエイト呉曉青台湾弁護士

第11回(中国メインランド)

日時:2021年12月15日

「中国ビジネス法の全体像・中国特有の法律システム」

講師:パートナー射矢好雄弁護士

第12回(中国メインランド)

日時:2022年2月24日

「中国の最近の処罰事例から学ぶ中国当局の考え方①(対米制裁、地図・歴史問題、父権主義強化)」

講師:パートナー中川裕茂弁護士

## Ⅱ 中国法令アップデート

### 最新中国法令の解説

今月号の法令としては、意見募集稿段階ではあるが、「情報安全技術 重要データ識別ガイドライン(意見募集稿)」が公表されている。「データ安全法」を中心とするデータ規制における「重要データ」の識別方法等をルール化するものであり、中国では徐々にではあるが実務的なルールの形も見えつつある。2022年3月13日まで意見募集期間が設定されている。また、知的財産権に関する法令等がまとまって制定された。外国特許事務所が中国で常駐代表機構(駐在員事務所)を設立するための要件や手続・業務範囲等を定めた弁法、そして従来の特許に加え、限定的ながら商標の早期審査制度を導入するための試行弁法が制定された。

また、不誠実な知財権出願行為や虚偽の使用証拠の提出等に対応するため、そのような行為の有無により分類管理し、知的財産権局等のサイトで信用情報を公開したり、早期審査の扱い等を区別する規定も発布されている。

#### 公布済み法令

##### <憲法・行政法>

#### 動産及び権利担保統一登記弁法

[ポイント] 2021年1月1日から施行されている民法典により、担保契約の範囲が拡大されたほか(第388条)、登記可能である担保物権の弁済順位が統一される(第414条第2項)等、中国では担保制度改革が進められている。また、2020年12月29日、国務院は「動産及び権利担保登記の統一の実施の決定」を公布し、2021年1月1日から全国的範囲で動産及び権利担保の統一登記が実施されることとなった。当該決定では、登記範囲である動産及び権利担保は、中国人民銀行の信用調査センター(征信中心)を通じて登記を行う必要がある旨明記された。これらの背景を踏まえ、2021年12月29日、中国人民銀行は、売掛債権の質権設定登記等について定める「売掛債権質権設定登記弁法」(以下「旧弁法」という。)を改正する形で、「動産及び権利担保統一登記弁法」(以下「本弁法」という。)を公布した。本弁法による主な改正点は、次のとおりである。

1つ目の改正点として、登記範囲が拡大されている。具体的には、登記範囲は、(1)生産設備、原材料、半製品及び製品の抵当権設定、(2)売掛債権の質権設定、(3)預金証書、倉庫証券及び船荷証券の質権設定、(4)ファイナンスリース、(5)ファクタリング並びに(6)所有権留保等であると定められ(本弁法第2条)、非典型担保も登記範囲に含まれることが明らかにされている。

2つ目の改正点として、担保当事者は、統一登記システム(「動産融資統一登記公示システム」)を通じて自主的に登記を行う必要があり、登記内容の真実性、完全性及び合法性について責任を負うとされている(本弁法第24条)。また、中国人民銀行の信用調査センターは登記内容の実質的審査を行わず(本弁法第4条)、虚偽の資料の提供等により他人に損害が生じた場合には、担保当事者が相応の法律責任を負う点には留意が必要である(本弁法第24条)。

3つ目の改正点として、複数の担保権者がいる場合の弁済順位について、民法典の内容に合わせた修正がされている。旧弁法では、同一の売掛債権に複数の権利者がいる場合の弁済順位は登記の先後に従うとのみ規定されていた(旧弁法第6条)。他方で、民法典では、複数の債権者のために抵当権が設定された場合の弁済順位について、(1)いずれも登記済みである場合には登記の先後により確定し、(2)登記済みの者は登記未了の者に優先し、(3)いずれも登記未了である場合には債権の割合に従って弁済すると定められており(第414条第1項)、さらに、「登記できる担保物権」の弁済順位も当該規定を参照するとされている(同条第2項)。本弁法で

は、民法典の当該規定と整合させるため、旧弁法で定められていた弁済順位に関する条項が削除されており、今後、動産及び権利担保の弁済順位については、民法典の上記ルールに従って決定されると思われる。そのほかにも、動産及び債権の担保制度の利便性を高めるため、登記手続のフロー（登記システムへのユーザー登録、担保権者による登記手続及び変更登記等）が具体的に規定されており、今後、特に不動産を保有しない中小企業において、動産及び債権の担保制度の利用が増えることが期待されている。

[原文] 动产和权利担保统一登记办法（中国人民银行令（2021）第7号）

[公布／公表機関] 中国人民銀行（中国人民银行）

2021年12月28日公布、2022年2月1日施行

執筆担当：日本弁護士 芳賀洋一

### 「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)の質の高い実施に関する指導意見

[ポイント] 2022年1月1日、日中韓やASEAN、オセアニアの15か国（日本、中国、韓国、インドネシア、オーストラリア、カンボジア、シンガポール、タイ、ニュージーランド、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）が参加する超大型EPA（経済連携協定）である「地域的な包括的経済連携」(RCEP)が、まずは日本と中国を含む10か国（日本、中国、オーストラリア、カンボジア、シンガポール、タイ、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ラオス）で発効し、2022年2月1日には韓国でも発効した（3月にはマレーシアでも発効予定）。RCEPは日中間で初の自由貿易協定であり、両国間での機械設備、電子情報、化学工業、紡織品等の幅広い分野で関税の引き下げが生じており、両国間の貿易の促進が期待されている。

このRCEPに関し、2022年1月26日、中国商務部等6部門が本指導意見を発表した。本指導意見は、(1) RCEPの市場開放に関する承諾及び関連する規則の有効活用による貿易・投資の発展促進、(2) 製造業のグレードアップの促進及び産業競争力の強化、(3) 国際標準に関する協力及び国家標準への転化の推進による標準の産業発展促進作用の向上、(4) 金融支援及び関連システムの整備、(5) 中国各地方の事情に適したRCEP規則の活用によるビジネス環境の向上、(6) 行政サポートサービスの継続的充実、という6つの分野に関する30の重点任務を定め、各重点任務について商務部、発展改革委員会、工業・情報化部、人民銀行、税関総署、市場監督管理総局、財政部、各地方人民政府、中国国際貿易促進委員会等を担当部門に指定し、各担当部門に対して対応を求めるものである。本指導意見を受け、今後各担当部門がRCEPの実施に関するより具体的な制度や規則の整備を進めていくものと思われる。

なお、税関総署はRCEPの発効に先立ち、2021年11月23日には「承認輸出業者管理弁法」(税関総署令第254号)及び「『地域的な包括的経済連携協定』に基づく輸出入貨物の原産地管理弁法」(税関総署令第255号)を制定し、同12月14日には「『地域的な包括的経済連携協定』実施の関連事項に関する公告」(税関総署公告〔2021〕106号)を発表しており、RCEPに基づく税率の適用を受けるための申告方法や原産地証明書の発行申請の手続等の実務的な対応方法を明らかにしている。税関総署の税司副司長の発表によると、RCEP発効日(2022年1月1日)から本指導意見の発表の前日(同月25日)までの中国におけるRCEPの利用状況は、承認輸出業者が107社、自主発行による原産地申告が306通、貨物の総額が約1.3億元とのことである。

[原文] 关于高质量实施《区域全面经济伙伴关系协定》(RCEP)的指导意见（商国际发〔2022〕10号）

[公布／公表機関] 商務部、発展改革委員会、工業・情報化部、人民銀行、税関総署、市場監督管理総局（商务部、发展改革委、工业和信息化部、人民银行、海关总署、市场监管总局）

2022年1月24日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 唐沢晃平

### <訴訟法>

生態環境権利侵害紛争事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する最高人民法院による解釈

[ポイント] 2021年1月1日に施行された民法典においては、「権利侵害者が国の規定に違反して故意に環境を汚染し、生態を破壊して重大な結果をもたらした場合は、被権利侵害者は、相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する(1232条)」旨の規定が新たに定められ、生態環境の侵害について、懲罰的賠償を行うことができることが明らかにされた。本解釈は生態環境権利侵害紛争についての懲罰的賠償の適用場面について、より詳細な解釈を提供するものである。

本解釈は14条からなり、懲罰的賠償の適用範囲、適用要件、賠償額の確定方法等について定められている。そのうち適用要件としては、①行為要件(法令違反があること)、②主観要件(環境汚染、生態系破壊に関する故意があること)、③結果要件(結果が重大であること)の3要件が挙げられているところ、②の認定に当たっては、侵害者の経歴、経営範囲、過去に同様の行政処罰や刑事罰を受けたことがないか等の要素が総合考慮されること(6条)、また、具体的に故意が認定される場面なども列挙されている(7条)。更に、③については、環境汚染や生態系侵害の期間、地理的範囲、造成した破壊侵害の範囲及び程度、社会的影響を総合考慮して判断されるところ、違反行為により他人の死亡、健康又は財産の重大な損害、生態環境への重大な損害又は社会への重大な悪影響という結果がある場合には、結果の重大性を認定するとされている(8条)。

また、懲罰的賠償額の確定方法については、侵害者の悪意の程度、侵害結果の重大性、侵害により得た利益又は侵害者がその後実施した侵害治癒措置等を総合考慮して賠償額を決定するとされているが、一般的に人身損害・財産的損害の2倍を超えないものとするということも明らかにされている(10条)。

中国においては近年環境保護規制強化の傾向が続いているところ、既に公益訴訟では、懲罰的賠償が認められた裁判例も複数出てきている。本解釈を下に、今後は企業の環境保護規制違反に基づく損害賠償請求訴訟も活発化する可能性もあり、中国において生産活動を行っている日系企業にとり、環境規制への対応はより一層、重要なものとなるであろう。

[原文] 最高人民法院关于审理生态环境侵权纠纷案件适用惩罚性赔偿的解释(法释〔2022〕1号)

[公布/公表機関] 最高人民法院(最高人民法院)

2022年1月12日公布、2022年1月20日施行

執筆担当: 日本弁護士 尾関麻帆

## <金融>

### 上場企業監督管理ガイドライン第8号—上場企業資金決済及び対外担保に対する監督管理要求

[ポイント] 本ガイドラインは、「上場会社と関連会社の資金のやり取り及び上場会社の対外担保の規範化に関する若干の問題についての通知」(証監会公告〔2017〕16号)、「上場会社の対外担保行為の規範化に関する通知」(証監発〔2005〕120号)及び「上場会社の資金利用及び規定違反担保の問題を集中的に解決することに関する通知」(証監公司字〔2005〕37号)の3通知を統合し、矛盾又は重複する内容を整理したものである。上記3通知は、本ガイドラインの施行と共に廃止される。したがって、上場会社による関連会社への資金移転、対外担保の提供、及び上場会社による資金利用については、本ガイドラインのみを参照すれば足りることとなる。上記のように本ガイドラインは基本的には上記3通知の規定内容を統合・調整するものではあるが、その過程でなされた主要な修正点は次の4点である。①株主、事実上の支配者及び関連会社(以下「株主等」という。)のために対外担保を提供する場合、株主等に対する求償権を確保するために、それらの者から担保に提供を受けなければならないと規定した。②上場会社の子会社が連結対象外の会社に担保を提供することも上場会社による対外担保の提供に該当することを明記した。③上場会社と株主等との間の資金のやり取り及び担保提供に対する上場会社の調査権・改善権を規定した。④罰則及び証監会、国資委、銀保監会による調査権限の内容を整理し、公安部による捜査権限を新たに規定した。

[原文] 上市公司监管指引第8号——上市公司资金往来、对外担保的监管要求(中国证券监督管理委员会公告〔2022〕26号)

附件 1: 上市公司監管指引第 8 号——上市公司資金往来、对外担保的監管要求

附件 2: 「上市公司監管指引第 8 号——上市公司資金往来、对外担保的監管要求」起草說明

[公布／公表機関] 証監会、公安部、国資委、銀保監会（证监会、公安部、国资委、中国银保监会）

2022 年 1 月 28 日公布、同日施行

執筆担当: 日本弁護士 藤本博之

### 銀行業金融機構の国外貸付業務に関する通知

[ポイント] 本通知は、現行の対外貸付政策が早期に制定されたものであり、現在の事業発展や監督管理上の要求に応えられるものでなくなったことから、新たに中国国内の銀行による国外貸付業務についての基準を定めるものであると説明されている。

その主要な内容は次の 4 つである。①銀行の国外への人民元及び外貨貸付業務について一体・統一する規定を設けた。②銀行による対外人民元貸付の業務範囲を拡大した（現行制度は対外直接投資や輸出のための貿易業務等に限定されていた。これを非金融業務等の展開を目的とするものに拡大するものである。）。③対外貸付に関する資金流動についての管理政策のフレームワークを設けた（特に、貸付の上限に関する計算式を明確にした。）。④リスク管理に関する内部規程の制定についての規定を設けた。

[原文] 关于银行业金融机构境外贷款业务有关事宜的通知（银发〔2022〕27 号）

附件 1: 参数設置

附件 2: 27 家銀行名单

[公布／公表機関] 人民銀行、外貨局（人民銀行、外匯局）

2022 年 1 月 29 日公布、2022 年 3 月 1 日施行

執筆担当: 日本弁護士 藤本博之

## <知的財産権>

### 外国特許事務所による中国常駐代表機構設立管理弁法

[ポイント] 本弁法は、昨年 10 月に公表された草案について意見募集を経て正式に公布されたものであり、外国特許事務所が中国で常駐代表機構（駐在員事務所）を設立するための要件や手続、業務範囲等を定めたものである。

本弁法によれば、外国特許事務所は中国で常駐代表機構を設立するにあたって、国家知識産権局の許可を取得し、次の条件を満たす必要があるとされている（4 条、7 条）。（i）外国で適法に設立していること、（ii）実質的に特許代理業務を 5 年以上取扱っており、職務行為により懲戒処分や行政処罰を受けたことがないこと、（iii）首席代表が完全な行為能力者で、特許代理人の資格を保有し、特許代理の職務経歴が 3 年以上であり、職務行為により懲戒処分や行政処罰を受けたことがなく、故意の犯罪行為により刑事罰を受けたこともないこと、（iv）本国における特許代理人が 10 名以上であること。また、常駐代表機構の業務範囲として、①許可されている国又は地域に係る特許事務についてのアドバイス、②許可されている国又は地域に係る特許代理業務、③中国企業による海外投資、海外リスク防止、海外での権利行使等についてのアドバイス、④中国特許事務所に対する中国特許事務の依頼とされており、中国の特許出願や無効審判その他中国の特許事務及び法律事務を取扱ってはならないとされている（14 条）。なお、中国では、商標事務所の設立は許認可制から届出制に変更されているため、理論上、中国における外国商標事務所の常駐代表機構の設立は許認可が不要である可能性が高い。

[原文] 外国专利代理机构在华设立常驻代表机构管理办法（国知发运字〔2022〕1 号）

[公布／公表機関] 知識産権局（知識产权局）

2022 年 1 月 7 日公布、同日施行

執筆担当: 中国弁護士 李芸

### 商標登録出願早期審査弁法(試行)

[ポイント] 本弁法は、一定の要件を満たす商標出願について適用される新規の制度である早期審査制度について定めたものである。本弁法によれば、①国若しくは省レベルの重大な事業・重大なプロジェクト、重大な科学技術インフラストラクチャー、重大な試合、重大な展示会等に関する名称であって、緊急に商標保護を実施する必要がある商標出願、②特別重大な自然災害、特別重大な事故・災難、特別重大な公共衛生事件、特別重大な社会安全事件その他突発的な公共事件の期間中に、当該突発的な公共事件の対応に直接関連する商標出願、③経済社会の高品質の発展に貢献し、知的財産権強国建設要綱の実施を推進するために必要とされる商標出願等については、早期審査請求が可能であるとされている(2条)。早期審査制度を利用できるのは優先権主張がなされていない文字商標の出願に限られる(3条)。また、早期審査の請求にあたって、国の機関や省レベルの政府による早期審査請求の推薦意見、又は早期審査請求理由及び提出資料に対する省レベルの知識産権管理部門の審査意見を提出する必要があるとされている(4条)。早期審査は、早期審査請求が承認された日から20業務日以内に完了するとされている(6条)。もっとも、中国で営業拠点を有さない外国企業は、本弁法4条に定める省レベルの政府や知識産権管理部門の推薦意見又は審査意見を入手することができないため、実質上、本制度を利用する道が閉ざされることになる。

[原文] 商标注册申请快速审查办法(试行)(国家知识产权局公告第467号)

附件1: 商标注册申请快速审查请求书

附件2: 商标注册申请快速审查弁事指南

[公布/公表機関] 知識産権局(知识产权局)

2022年1月14日公布、同日施行

執筆担当:中国弁護士 李芸

### 知的財産権信用管理規定

[ポイント] 中国では依然、不誠実かつ信用に反する出願行為や虚偽資料の提出等の行為が見受けられる。たとえば知識産権局ウェブサイトによれば、低資本の会社を複数登録し、大量の専利出願を行った後に速やかに出願を取り下げ、会社を抹消するケース、商標の不使用取消の場面においては、偽造請求書・契約書・製品包装情報を提出し、商標の使用を立証しようとするケース等がある。このようなケースに対応するため、「専利分野における重大な背信行為に対する共同懲戒対象者リストの管理に関する措置(試行)」(2019年12月1日施行)や、「市場監督分野における重大な違法・債務不履行リスト管理弁法」(2021年9月1日施行)等で知財分野における「重大な違法・債務不履行行為」が明確化された。本規定は、この「重大な違法・債務不履行行為」と共に、「重大」にわたらない背任行為、及び信用度の高い者へのインセンティブ等の認定手続や管理方法を定める。

具体的には、イノベーションの保護を目的としない不正な専利出願行為、悪意をもった商標出願行為、法律・行政法規に違反する専利・商標代理行為、行政機関に対する虚偽資料の提出等が背任行為とされる(6条)。背任行為を行った者に対しては、財政的性質を持つプロジェクトの申請を厳格に承認すること、料金減免・優先審査等の承認を厳格に承認すること等のペナルティーが原則1年から最長3年間課される(9条、6条)。

重大な違反を犯したり行政決定の執行を不正に拒否・回避する等の「重大な違法・債務不履行行為」については、3年間の管理措置がなされると共に、当該期間の間、知識産権局のサイト、全国企業信用情報公告システムで公表される(16条ないし18条)。一方で、3年連続で信用度の高い対象者に対しては、プロジェクト認可の迅速な処理、政府資金の使用への優先的承認や優先審査等のインセンティブが用意されている(20条)。

[原文] 知识产权信用管理规定(国知发保字(2022)8号)

[公布/公表機関] 知識産権局(知识产权局)

2022年1月24日公布、同日施行  
執筆担当:日本弁護士 岩井久美子

## <社会法>

### インターネット宗教情報サービス管理弁法

[ポイント] 2018年に国務院弁公室から発布された白書によれば、中国で宗教を信仰する者は2億人弱にのぼる。習政権下では「宗教の中国化」をスローガンに、2016年には15年ぶりに「全国宗教工作会議」を開催し「社会主義社会に適応するように宗教を積極的に指導する」姿勢を鮮明にし、2018年には宗教活動を規律する「宗教事務条例」を13年ぶりに改正し、無許可での海外での研修や会議の参加を禁止する等、宗教への管理体制を強化してきた。

本弁法は、ライセンスを取得した者以外に対して、インターネット上での説教・宗教教育・礼拝・焼香等の宗教活動・儀式を文字や音声・動画等により発信することを禁止するものである(17条)。具体的には、本弁法は、中国領域内のインターネット上の宗教情報サービス(宗教情報の出版サービス、プラットフォームサービス等)に適用され(2条)、同サービスに従事する者は法を遵守すると共に社会主義の中核的価値観を実践し宗教の中国化の方針等を堅持する(3条)。ウェブサイト、アプリ、フォーラム、ブログ、インスタントメッセージ、ライブウェブキャスト等を通じて、宗教の教義・規則、宗教知識、宗教文化、宗教活動に関する情報をテキスト、画像、音声、動画の形で公衆に提供するためには(リンクの提供も含む)、インターネット宗教情報サービスライセンスを取得しなければならない(6条)。ライセンス取得には、法定代表者又は主要責任者が、中国国籍を有する本土(「内地」)居住者であり、3年以内に犯罪や宗教事務管理関連規定違反歴がないこと等を要し、中国国外の組織・個人が中国国内で設立した組織はライセンスを取得することができない(6条)。コンテンツについても、中国共産党の指導に反対し、社会主義体制や国民の統一を損なう内容のものは禁止される(14条)。

本弁法の違反者に対しては行政処分・刑事責任等(33条)が問われる。本弁法施行(2022年3月1日)前に既にインターネット宗教情報サービスに従事していた者については、施行から6ヶ月以内にライセンス取得等の手続を採ることが必要であるため(34条)、インターネット上で発信される宗教情報は近日中に限定的なもののみとなることが予測される。

[原文] 互联网宗教信息服务管理办法 (国家宗教事务局、国家互联网信息办公室、工业和信息化部、公安部、国家安全部令第17号)

[公布/公表機関] 宗教事務局、インターネット情報弁公室、工信部、公安部、国安部(宗教事務局、互联网信息办公室、工信部、公安部、国安部)

2021年12月3日公布、2022年3月1日施行

執筆担当:日本弁護士 岩井久美子

## 草案・意見募集稿等

### 金融商品ネット販売管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、金融商品のネット販売に関する監督管理弁法の意見募集稿として7つの管理部門により初めて共同で公布された意見募集稿である。本意見募集稿は、ネット企業と金融機関の間の協力関係を明らかにし、加えて、金融商品のマーケティング業務には、免許が必要であり、関連の金融業務資格または金融情報サービス業務資格を取得しなければならないことを強調している。主な内容は、以下のとおりである。

#### ①適用範囲及び関連定義

本意見募集稿は、金融機関またはその委託を受けた第三者のインターネットプラットフォーム事業者が金融商品のネット販売を行う場合に適用される。同弁法で言及する金融商品とは、金融機関が設計、開発、販売する商品およびサービスを指し、預金、ローン、資産運用商品、保険、決済、貴金属などを含むが、これらに限定される



ものではない。

#### ②関連免許

金融機関は、金融管理当局が許可した業務の範囲内で、金融商品のネット販売を行うものとする。法律、規制、規範文書で明示的に規定または許可されている場合を除き、金融機関は他の機関や個人に金融商品のネット販売を委託してはならない。

#### ③金融機関と第三者のインターネットプラットフォームにおける責任及び義務

金融機関は、第三者であるインターネットプラットフォーム事業者に金融商品のオンラインマーケティングを委託する場合、事業者としての管理責任を負うものとする。第三者であるインターネットプラットフォーム事業者が、合意された受託者責任を履行せず、金融消費者の権利・利益を損ない、その他の悪影響を及ぼす場合には、法律に基づき関連する責任を負うものとする。

#### ④データの安全

金融機関および第三者のインターネットプラットフォームは、データ伝送の機密性および完全性を保護し、他の機関および個人が関連データを不正に解読、傍受および保存することを防止するために、必要な技術的セキュリティ対策を講じなければならない。

[原文] 金融产品网络营销管理办法（征求意见稿）

[公布／公表機関] 人民銀行等の7つの管理部門(人民銀行等7部門)

(意見募集期間:2021年12月31日～2022年1月31日)

執筆担当:北京事務所顧問 李加弟

#### モバイルインターネットアプリケーション情報サービス管理規定(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、2016年8月1日より施行されている「モバイルインターネットアプリケーション情報サービス管理規定」(以下「本規定」という。)の改正草案について意見募集を求めるものである。既存の本規定の内容を大幅に変更し、条文数も11条から27条に増加している。本意見募集稿においては、中国国内においてモバイルインターネットアプリケーションプログラム(以下「アプリ」という。)を通して情報サービスを提供し、インターネットアプリマーケット等のアプリ提供サービスに従事する場合には、本規定を遵守する必要があるとされている(2条)。これらのアプリの提供者は、ユーザーに対して電話番号や身分証番号等を用いと身分認証を行わなければならない(6条)、アプリ提供者がインターネットニュース情報サービスを提供する場合にはインターネットニュースサービス許可を取得しなければならない(7条)。また、アプリ提供者は情報の内容に関する健全な審査管理メカニズムを確立する必要がある(9条)。また、アプリを提供するプラットフォームにおいては、業務を開始した後30日以内に所在地の省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室に対して届出を行わなければならない(16条)、提供するアプリに対して分類管理を実施し、当該アプリをプラットフォーム所在地の省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室に対して届け出なければならないとされている(17条)。その他、アプリ提供者及びプラットフォームに対する監督管理についても規定されており、国家ネットワーク情報部は関連する主管部門とともにアプリ提供者及びプラットフォームに対して法令に基づいて情報サービス活動に従事するよう監督し、指導することができるとされている(24条)。

[原文] 移动互联网应用程序信息服务管理规定（征求意见稿）

[公布／公表機関] インターネット情報弁公室(互联网信息办公室)

(意見募集期間:2022年1月5日～2022年1月20日)

執筆担当:日本弁護士 徳山剛史

### 宅配市場管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 「宅配市場管理弁法」は 2008 年に制定され、2012 年に一回目の改正が行われ、今回が二回目の改正となる。

本意見募集稿では、主に宅配業界の関連責任や義務、宅配便企業のコンプライアンス、宅配サービスの品質、宅配便利用者のプライバシー保護、配達員の権益保護等の面において改正が行われた。特に、宅配物の受取サインの不備による宅配物の紛失、利用者の個人情報の漏洩など、消費者の不満やクレームが多発している問題点に関する規定に関心が集まっている。

近年来、配達員は利用者の確認を経ずに勝手に利用者の代わりに宅配物の受取サインをし、又は利用者の承諾を得ずにスマート宅配ロッカーに宅配物を配送し、このため、宅配物が紛失し、利用者の不満を招くという事態が多く発生している。これについて、本意見募集稿では、宅配便企業は、利用者の承諾を得る前に、代わりに受取サインをして、勝手にスマート宅配ロッカー等のエンドサービス設備に配送してはならないと旨が明確に規定され、当該行為が行われた場合、宅配便企業は最高 3 万元、関連配達員は最高 3 千元の過料を科される可能性がある。また、本意見募集稿では、利用者の個人情報の保護を強化するため、宅配便企業は安全技術措置を講じて、宅配物の送り状に個人の身元情報の全てを表示してはならないと規定された。

[原文] [快递市场管理办法（征求意见稿）](#)

[公布／公表機関] 国家郵政局(国家郵政局)

(意見募集期間:2022 年 1 月 7 日～2 月 5 日)

執筆担当:顧問 李彬

### 情報安全技術 重要データ識別ガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 本ガイドライン(意見募集稿)は、データ取扱者が重要データを識別する際の基本原則、識別要素等を規定し、「重要データ説明」(フォーマット)を示すものである。2022 年 3 月 13 日まで意見募集期間が設定されている。なお、従前も重要データの識別ガイドラインの案は公表されていたが、どれも正式公布まで至っていなかったところ、本ガイドラインは以前の案を再度統一的に整理のうえ(最終的な)意見募集に付すものとみられる。中国においては、「データ安全法」(2021 年)等に従い、データ規制が一気に推し進められており、データの分類・分級に応じた法制度の構築が進んでいる。その中で、データ取扱者が「重要データ」を取り扱う場合には、一般のデータに比べて加重した義務を負わされる。例えば、国内での管理(データ安全保護義務、当局によるデータ安全評価、重要データの処理の目的等に関する当局への届出、年度報告)、国外への移転管理(データ国外移転リスクの自己評価、当局の安全評価、外国受領者との間の契約締結)等の場面で問題となる。

本ガイドラインは、重要データを「電子方式で存在し、一旦改ざんされ、破壊され、漏洩され、又は不法に取得され、不法に利用されると、国家の安全、公共の利益を脅かすおそれのあるデータ」と定義したうえで、識別のための基本原則や識別要素を示している。本ガイドラインは法的な拘束力のない国家基準と位置付けられるものの、正式に公布されれば実務においては重要な指針的ガイドラインになることが予想される。データ取扱者としては、基本的にはかかる原則等に従い、重要データの該当性を判断していくことが求められる。

本ガイドラインの全訳を作成しております。全訳が必要な方は[ニュースレターアドレス](#)宛にご連絡ください。

[原文] [信息安全技术 重要数据识别指南（征求意见稿）](#)

[公布／公表機関] 全国情報安全標準化技術委員会(信息安全標準委)

(意見募集期間:2022 年 1 月 13 日～2022 年 3 月 13 日)

執筆担当:日本弁護士 若林耕

### インターネット情報サービスディープフェイク管理規定(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、中国国内においてディープフェイク技術(原文:深度合成)を応用してインターネット

情報サービスを提供し、又はディープフェイクサービスのために技術を支援する活動に対して適用されるものである。本規定における「ディープフェイク」とは、ディープラーニング、バーチャルリアリティを代表とする、合成アルゴリズムを生成して文書、画像、音声、動画、仮想シーンを作成する技術のことを指す。「ディープフェイク提供者」とはディープフェイクサービスを提供し、又はディープフェイクサービスのために技術を支援する組織のことを指し、「ディープフェイク使用者」とは、ディープフェイクサービスを使用して情報を作成、複製、頒布、伝播する組織及び個人のことを指す(2条)。

本意見募集稿においては、ディープフェイク提供者は主に以下の義務を負うこととされている。①アルゴリズムの構造の審査ユーザー登録、情報内容の管理、データ安全及び個人情報の保護、未成年者の保護、従業員の居幾研修等の管理に関する健全な制度を確立し、安全でコントロール可能な技術保障措置を備えていること(7条)。②管理規則及びプラットフォームの規約を制定及び公開し、サービス規約を完備し、ディープフェイク使用者の情報安全義務を明示的に示し、相応の管理責任を履行すること(8条)。③ディープフェイク使用者に対して身分情報の認証を行うこと(9条)。④ディープフェイク情報の内容の管理を強化し、技術的または人の手による方式でディープラーニングサービス使用者の入力したデータ及び合成結果について審査を行うこと(10条)。⑤人の顔、声等の生態識別情報を編集する機能を提供する場合には、ディープフェイク使用者に対して、編集される個人情報主体に告知し、その単独の同意を取得することを促すこと(12条)。⑥一定のディープフェイクサービスを提供する場合には、ディープフェイク情報の内容について明示的な方法で注意書きを示し、これらの情報の内容を合成した状況について社会公衆に向けて提示し、明示的な方法で示されていないことを発見した場合には、当該情報の移転を停止すること(14条、15条)。⑦虚偽情報を打ち消すための健全な仕組みを確立し、ディープフェイク使用者が虚偽の譲歩を作成、複製、頒布、伝達していることを発見した場合は、適時に虚偽情報を打ち消すための適切な措置を取り、ネットワーク情報部等の主管部門に届出を行うこと(17条)。

また、本規定に違反した場合には1万元以上10万元以下の過料等の処罰が課されることについても規定されている(22条)。

[原文] 互联网信息服务深度合成管理规定(征求意见稿)

[公布/公表機関] インターネット情報弁公室(互联网信息服务办公室)

(意見募集期間:2022年1月28日~2022年2月28日)

執筆担当:日本弁護士 徳山剛史

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
    - 弁護士 射手矢 好雄([yoshio.iteya@amt-law.com](mailto:yoshio.iteya@amt-law.com))
    - 弁護士 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))
    - 弁護士 中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))
    - 弁護士 若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
    - 中国弁護士 屠 錦寧([tu.jinning@amt-law.com](mailto:tu.jinning@amt-law.com))
    - 弁護士 尾関 麻帆([maho.ozeki@amt-law.com](mailto:maho.ozeki@amt-law.com))
    - 弁護士 横井 傑([suguru.yokoi@amt-law.com](mailto:suguru.yokoi@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。